

令和6年度 個人市民税県民税の定額減税

令和6年度税制改正において、所得税及び個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

■対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

■減 税 額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

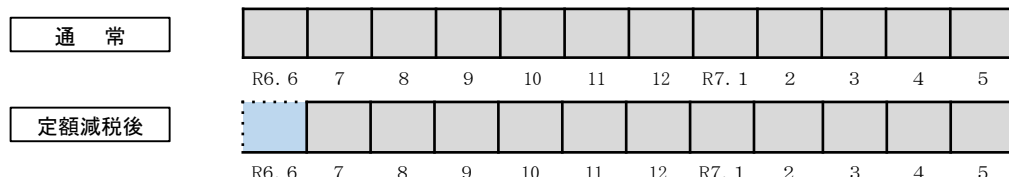
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

■徴収方法(定額減税の対象となる方)

①給与から差し引かれる方(給与所得者の方)

6月分は徴収せず、定額減税後の税額を7月分～令和7年5月分(11か月)でならされます。



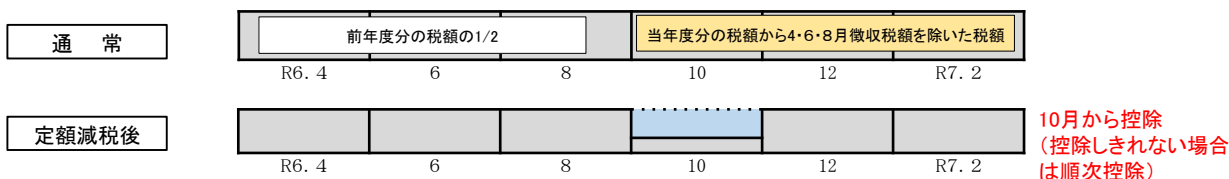
②納付書、口座振替で納付される方(普通徴収)

第1期分(R6.6月)の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除します。



③公的年金から差し引かれる方(年金特別徴収)

10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降から順次控除されます。



■そ の 他

- ・減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ

「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

- ・所得税(国税)の定額減税の詳細は、

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。



内閣官房ホームページ



国税庁ホームページ

定額減税Q & A(よくある質問)

■制度について(市民税県民税)

Q1-1 4人家族で、妻と子ども2人を扶養している場合、減税額はいくらですか？

A1-1 市民税県民税の減税額は4万円です。 1万円(本人)+3万円(扶養)

Q1-2 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象となりますか？

A1-2 なります。

Q1-3 1月に子どもが生まれました。定額減税の加算対象となりますか？

A1-3 なりません。※1月に生まれたお子さんは令和6年度個人住民税の扶養親族とならないため対象となりません。

Q1-4 令和6年中に糸魚川市へ転入してきました。定額減税はどうなりますか？

A1-4 令和6年度市民税県民税を課税している自治体(R6.1.1の住所地)で算定されます。

Q1-5 令和6年度は均等割のみ課税されています。定額減税はどうなりますか？

A1-5 定額減税の適用はありませんが、別途給付金の対象世帯になる場合があります。

※令和6年度新たに非課税又は均等割のみ課税されている方のみで構成される世帯に該当する場合は、1世帯あたり10万円が給付されます。

■手続き等について

Q2-1 申請手続きは必要ですか？

A2-1 必要ありません。課税資料をもとに算定して、減税後の額で徴収されます。

Q2-2 定額減税額を確認したい場合はどうすればいいですか？

A2-2 (1)給与から差し引かれる方は、
事業所から配布される「特別徴収決定通知書(納税義務者用)摘要欄」に記載があります。
(2)普通徴収、年金特別徴収の方は
市役所から郵送される「糸魚川市集合納税通知書」に記載があります。

Q2-3 年末調整で扶養親族の申告が漏れていました。どのような手続きが必要ですか？

A2-3 令和6年度市民税県民税申告を市役所にしていただきます。

Q2-4 定額減税できるのに引ききれない場合はどうなりますか？

A2-4 引ききれない差額分は、調整給付します。対象となる方には改めて市役所から案内通知が送付されます。